

## Newsletter

June 2013

### 中東・アフリカニュースレター vol. 10

#### トルコの新しい病院 PPP 法

#### ～ 外国投資促進、資金調達可能性の向上への期待

本年3月9日、トルコにおいて新しい病院官民パートナーシップ法（以下「新病院 PPP 法」という）が施行された。この法律は、2007年に施行された病院 PPP プロジェクトを規制する法律（以下「旧法」という）にとってかわるものである。この新病院 PPP 法は、トルコが推進していく総額 150 億ドル規模の病院 PPP プログラム（35 の病院、病床数 38,000 を計画）の前進に大きく寄与することであろう。

トルコでは、病院以外の分野（空港、港湾、電力など）の PPP に関しては整備された法律があり、多くのプロジェクトを成功に導いてきた。一方、病院の分野については、旧法下でこれらとは全く異なる法システムが布かれ、旧法の多くの欠陥により、病院分野の PPP では訴訟が発生したり、その結果プロジェクトが遅延したりする事態となっていたことから、この分野において、整備された PPP 法の施行は長らく待ち望まれていた。

#### 新病院 PPP 法の主な内容

##### 私法上の契約であることの明確化

新病院 PPP 法施行以前は、病院 PPP のプロジェクト契約が「行政法契約」の性質を有するとみなされるリスクがあった。行政法契約は、私企業当事者に比して国側の当事者に有利な地位を与えるものであり、行政法契約に該当するか否かは重大な懸念となることがあった。

この問題に対応し、新病院 PPP 法では、病院 PPP プロジェクト契約が私法上の取引であり、国側と私企業側が対等に扱われることが明確に規定された。

##### 債務の遡及引受

過去に入札がなされたプロジェクトについて、新病院 PPP 法は、プロジェクト契約を政府が早期解約した場合の債務引受について、旧法の重大な欠陥を補完している。新法の債務引受制度では、トルコ政府がプロジェクト契約を解約する場合、プロジェクト会社の外国におけるローンを直接引き受けることを許容することから、この制度の存在はプロジェクトの資金調達の上で重要なサポートとなる。この場合、プロジェクトは政府（省）に譲渡され、ローンは国から支払われることになるという点で、強力な信用サポートになるのである。債務引受に関する規定を有する他の法律は存在するものの、新病院 PPP 法が過去のプロジェクトにまで遡及して適用されることは大きなポイントである。

## 支払いについての政府の義務

旧法下では、プロジェクト会社に対する支払いは政府（省）から直接なされないことになっていた。すなわち、省が運営するリボルビング・ファンド企業（主に資金が病院運営及び省の補助金から出ている省の機関）から支払われ、もし特定のプロジェクトのリボルビング・ファンドがプロジェクト会社への支払いに足りない場合には、省自体の中央リボルビング・ファンド企業から支払われることになっていた。

新病院 PPP 法では、この間接的な支払いの仕組みを改善し、支払いは、(i) 省のリボルビング・ファンド、(ii) 省の関連機関のリボルビング・ファンド、または、(iii) トルコ政府の国家予算のいずれかから支払われることが明記された。これにより、プロジェクト会社はリボルビング・ファンドが不十分な場合にトルコ政府に遡求する権利を得たことになり、一定の条件の下で国に支払い義務が発生することになる。

## プロジェクト会社の医療サービス義務からの解放

旧法は、プロジェクト会社がいかなる医療サービスを提供することも禁じていた。しかしながら、過去に行われたプロジェクトでは、旧法の下位規則（詳細だが不明確な内容）に依拠して、プロジェクト契約上、プロジェクト会社に対して医師、看護師、理学療法士等を雇用する義務を課していた。この雇用がプロジェクト会社の医療サービス提供を禁じる旧法に違反するとして訴訟に発展した。

新病院 PPP 法は、プロジェクト会社が提供できる医療サービスを特定するとともに、プロジェクト会社は医療サービスを提供する義務を負わない旨を明示した。さらに新病院 PPP 法の前文では、プロジェクト会社が建設・運営し、省が所有する PPP プロジェクトによる病院を含む公の病院において、医療サービスを提供するのは民間企業であることが明確に規定された。

上記のとおり、旧法下では医療関係者雇用義務に関するプロジェクト会社のリスクについて懸念があったことから、投資を控えていた外国投資家が存在したが、新法によって問題点が改善されたことにより、今後はトルコの病院 PPP の分野における外国投資の増加が見込まれる。

## 土地の配分に関する旧法下の問題点への対応

旧法下では、PPP による病院の建設地として、公有地のみがプロジェクト会社に与えられると明記されていた。にもかかわらず、過去最大規模のプロジェクトのいくつかにおいては、政府は入札仕様書上、プロジェクト会社が商業ビルの運営から収入を得られるようにし、政府の財政支出を控えるため、公有地ではなく、既存の病院の土地を与えることを約束していた。当然、この入札仕様書の有効性が訴訟で争われるに至り、トルコ最高位の裁判所である Council of State は審理のためにプロジェクトを停止する決定をした。

この事態を受けて、今後プロジェクトのさらなる停止や取り消しが起こらないようにするため、新病院 PPP 法は、入札仕様書及びプロジェクト契約書は、違法な土地配分に関する条項（無効な条項）以外の部分は有効であることを明確に規定した。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

伊藤（荒井）三奈  
オフ・カウンセラー  
Tel: 03 6271 9727  
[mina.arai-ito@bakermckenzie.com](mailto:mina.arai-ito@bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー法律事務所  
(外国法共同事業)  
〒106-0032  
東京都港区六本木 1-9-10  
アークヒルズ仙石山森タワー28F  
Tel 03 6271 9900  
Fax 03 5549 7720  
[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

### 中東・アフリカにおける事業支援

中東・アフリカ地域への進出を検討する日本企業に対し、東京事務所を窓口として、現地弁護士の紹介から案件全体の品質や費用の統括・管理まで、同地域におけるベーカー&マッケンジーのネットワークを最大限に活用した法的アドバイスを提供しています。詳細は[ホームページ](#)をご覧ください。

中東・アフリカ ニュースレターの配信者追加をご希望される方は、[MEA サポートデスク](#)までご連絡ください。

### 新興国向け日本のインフラ輸出： 日本式医療のパッケージ型海外 輸出支援

ベーカー&マッケンジーは、日本式医療のパッケージ型海外輸出に関わる支援業務を行っています。これに関連して「新興国向け日本のインフラ輸出：日本式医療のパッケージ型海外輸出支援 - アジア・パシフィック地域における医療機関の設立・運営に関わる法規制の概要」と題する資料を作成しています。詳細は[ホームページ](#)をご覧ください。

## まとめ

2007年、トルコ政府は病院 PPP を強力に推進しようとしたが、旧法の欠陥により様々な問題が生じてしまった。今回の新病院 PPP 法は、プロジェクトの資金調達の可能性を高め、外国投資の促進も見据えて、旧法の問題点を大幅に改善した。

中東を含む新興国における医療分野の投資は、日本企業からも近年非常に注目されており、まだ詳細な規則や手続が未制定であるものの、今回のトルコの病院 PPP の環境整備は歓迎すべきプロセスであろう。